

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会事務局組織規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第35条の規定に基づき、事務局の組織と所掌事務を明確にするとともに、事務の適正かつ能率的な遂行を図るために必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に次の課、係、支所、事業所及びセンターを置く。

(1) 地域福祉課

- ア 総務係
- イ 地域福祉係
- ウ 生活支援係
- エ 支所（福田支所、竜洋支所、豊田支所、豊岡支所）

(2) 在宅福祉課

- ア ケアサービス事業所
- イ 地域包括支援センター（福田地域包括支援センター、南部地域包括支援センター）

(職員)

第3条 事務局に事務局長のほか、課長、課長補佐、係長、主査、支所長、所長、主任、副主任、主事、介護支援専門員、訪問介護員、保健師、看護師及び嘱託・臨時・登録職員を置く。ただし、組織運営上、会長が必要ないと認めた職制は置かないことができる。

2 職員の職務は、本会職制規程の定めるところによる。

(分掌事務)

第4条 第2条に規定する事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域福祉課

- ア 総務係
 - a 理事会、評議員会、監査及び部会、委員会に関すること。
 - b 定款、諸規程の制定改廃に関すること。
 - c 事業計画書及び事業報告書に関すること。
 - d 組織及び企画に関すること。
 - e 予算、決算に関すること。
 - f 財産管理及び経理に関すること。
 - g 職員の人事、給与、服務、研修及び福利厚生に関すること。
 - h 法人登記に関すること
 - i 広報公聴に関すること。
 - j 社会福祉大会及び表彰に関すること。
 - k 寄付、会費、共同募金に関すること。

- l 総合健康福祉会館会議室の受付業務等に関する事。
- m 契約事務に関する事。
- n 防災に関する事。
- o 庶務全般に関する事。
- p 他課等の所管に属さない事務及び前各号に付帯する事務に関する事。

イ 地域福祉係

- a 福祉事業の企画、調整、研究に関する事。
- b 小地域福祉活動の推進及び活動支援に関する事。
- c 高齢者、障害者及び児童の福祉活動に関する事。
- d 人材育成及びボランティアに関する事。
- e ボランティアセンターの運営に関する事。
- f 福祉委員に関する事。
- g 福祉教育に関する事。
- h 福祉団体の育成支援に関する事。
- i せいかつ応援倶楽部事業に関する事。
- j ふれあい広場に関する事。
- k 団体事務に関する事。
- l 支所に関する事。
- m その他前各号に付帯する事務に関する事。

ウ 生活支援係

- a 日常生活自立支援事業に関する事。
- b 成年後見事業に関する事。
- c 福祉資金貸付に関する事。
- d 各種相談事業に関する事。
- e その他前各号に付帯する事務に関する事。

エ 支所

- a 小地域福祉活動の推進及び活動支援に関する事。
- b 高齢者、障害者及び児童の福祉活動に関する事。
- c 人材育成及びボランティアに関する事。
- d 各種相談事業に関する事。
- e 寄付、会費、共同募金に関する事。
- f 福祉委員に関する事。
- g 福祉教育に関する事。
- h ふれあい広場に関する事。
- i 団体事務に関する事。
- j 支所の庶務に関する事。

k その他前各号に付帯する事務に関する事。

(2) 在宅福祉課

ア ケアサービス事業所

- a 老人居宅介護等事業に関する事。
- b 居宅介護支援事業に関する事。
- c 障害福祉サービス事業に関する事。
- d 移動支援事業に関する事。
- e その他在宅福祉サービス事業に関する事。

イ 地域包括支援センター

- a 高齢者の総合相談支援に関する事。
- b 高齢者の虐待防止及び権利擁護に関する事。
- c 高齢者の介護予防ケアマネジメントに関する事。
- d 高齢者の包括的・継続的ケアマネジメントに関する事。
- e その他高齢者の支援に関する事。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。